

大阪労働局発表
令和5年6月23日

【照会先】

大阪労働局需給調整事業部
(電話) 06-4790-6319

令和4年度労働者派遣事業・職業紹介事業等に係る 指導監督状況及び令和5年度指導監督方針について

大阪労働局（局長：木原 亜紀生）では、令和4年度における労働者派遣事業・職業紹介事業等に係る指導監督状況及び令和5年度指導監督方針を取りまとめましたので公表します。

1 令和4年度指導監督状況等 概要

◇1事業主に対して行政処分を実施

派遣元事業主1社に対して労働者派遣事業改善命令を行いました。
(詳細は2ページ「1の(1)行政処分の実施状況」参照)

◇1,853事業所に対して指導監督を実施

労働者派遣事業、職業紹介事業等に係る指導監督を行った事業所のうち、文書による
是正指導を1,858件、行いました。
(詳細は2ページ「1の(2)指導監督の実施状況」参照)

◇法制度周知に向けたセミナー等を実施

法制度周知に向け「派遣労働者の同一労働・同一賃金オンラインセミナー」をはじめ、
派遣元事業主及び職業紹介事業者などを対象に、各種セミナー等を80回実施し、
3,018名が受講しました。
(詳細は3ページ「1の(3)法制度周知に向けたセミナー等」参照)

2 令和5年度指導監督方針 概要

労働者派遣法及び職業安定法の法令遵守に向け、的確な指導監督を行います。
(詳細は4ページ「2 令和5年度指導監督方針」参照)

1 令和4年度指導監督状況等 概要

(1) 行政処分の実施状況

労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令

《 処分日：令和5年2月10日 》

【事案の概要】

A社は自己の雇用する労働者1名について、発注者である法人Bと自家用自動車管理請負契約と称する契約を締結し、延べ738人日にわたり自家用自動車管理業務に従事させていたが、その実態は法人Bの社員による指揮命令を受けて労働に従事する労働者派遣であったことから、労働者派遣事業改善命令を行った。

(2) 指導監督の実施状況

① 指導監督を実施した延べ事業所数

項目	令和4年度 事業所数	令和3年度 事業所数	前年度比
計	1,853	1,446	28.1%
うち労働者派遣事業関係	1,195	1,122	6.5%
うち職業紹介等事業関係	637	288	121.2%
うち請負関係	21	36	▲41.7%

② 是正指導を行った件数

項目	令和4年度 件数	令和3年度 件数	前年度比
計	1,858	1,722	7.9%
うち労働者派遣事業関係	1,218	1,336	▲8.8%
うち職業紹介等事業関係	623	373	67.0%
うち請負関係	17	13	30.8%

③ 主な是正指導内容

i 労働者派遣事業

(i) 派遣元事業主の事業所

○マージン率等の情報提供（労働者派遣法第23条第5項）

- ・情報提供をインターネット等の方法により行っていない。
- ・法定事項の情報提供を行っていない。（協定対象派遣労働者の範囲及び当該協定の有効期間の終期など）

○労働者派遣契約（労働者派遣法第26条第1項）

- ・労働者派遣契約に法定事項を定めていない。（業務に伴う責任の程度協定対象派遣労働者に限るか否かの別など）

- 比較対象労働者の待遇等に関する情報提供（労働者派遣法第 26 条第 9 項）
 - ・新たな労働者派遣契約の締結に当たって、比較対象労働者の待遇等に関する情報提供を受けていない。
- 就業条件の明示（労働者派遣法第 34 条第 1 項）
 - ・書面の交付の方法等により就業条件を明示していない。

(ii) 派遣先

- 労働者派遣契約（労働者派遣法第 26 条第 1 項）
 - ・労働者派遣契約に法定事項を定めていない。（業務に伴う責任の程度 協定対象派遣労働者に限るか否かの別など）
- 比較対象労働者の待遇等に関する情報提供（労働者派遣法第 26 条第 7 項）
 - ・新たな労働者派遣契約の締結に当たって、比較対象労働者の待遇等に関する情報提供を行っていない。

ii 職業紹介事業

- 労働条件の明示（職業安定法第 5 条の 3）
 - ・法定項目を明示していない。（試用期間、時間外労働の有無、就業場所における受動喫煙を防止するための措置に関する事項など）
- 取扱職種の範囲等の明示（職業安定法第 32 条の 13）
 - ・法定項目が明示されていない。（手数料に関する事項、返戻金制度に関する事項など）
- 職業紹介実績等の情報提供（職業安定法第 32 条の 16 第 3 項）
 - ・法定事項の情報提供を行っていない。

iii 請負関係

- 不適切な請負（請負事業主が労働者派遣事業の許可を有している場合）
 - ・労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（労働省告示第 37 号）に照らして、実態として労働者派遣を行っていた、又は受け入れていた。
- 不適切な請負（請負事業主が労働者派遣事業の許可を有していない場合）
 - ・外形上は請負契約であったが実態として労働者派遣に該当しており、無許可のまま労働者を派遣した、又は受け入れていた。

(3) 法制度周知に向けたセミナー等

労働者派遣法の適正な運用のために、「派遣労働者の同一労働・同一賃金オンラインセミナー」を開催しました。

この他、派遣元事業主及び職業紹介事業者等を対象とした説明会の実施、事業主団体等が主催する各種セミナー等における講師派遣、指導の際の説明等あらゆる機会を通じて、近年の労働者派遣法及び職業安定法の改正内容を中心とした法制度の周知を行いました。

今年度の開催については大阪労働局のホームページにて随時御案内を掲載します。(https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/mokuteki_naiyou/haken_yuryousyukai.html)

(参考) 令和4年度各種セミナー等開催状況

内 容	実施回数	受講者数
派遣労働者の同一労働・同一賃金オンラインセミナー	4	604
公共団体業務委託請負適正化セミナー	1	42
需給調整事業部主催各種セミナー等	66	2135
・ 医師及び看護師などの医療従事者、介護従事者及び保育士等に係る求人者を対象としたセミナー	(1)	(95)
・ 新規許可申請前説明会	(24)	(90)
・ 新規許可、更新後説明会	(26)	(1131)
・ 事業報告書セミナー	(4)	(698)
・ 労働者派遣セミナー	(11)	(121)
事業主団体等への講師派遣	9	237
合 計	80	3,018

2 令和5年度指導監督方針 概要

- 事業者が労働者派遣法や職業安定法の法令を遵守し、需給調整機能を十分に発揮できるよう、的確な指導監督を行います。
- 労働者派遣事業を行う事業者に対しては、派遣労働者の同一労働・同一賃金の確保に向けて労働基準監督署から提供された情報等に基づき、積極的かつ的確な指導監督を行います。

参考 労働者派遣事業・職業紹介事業の許可・届出事業所数の推移

(各年3月1日現在)

	労働者派遣事業		職業紹介事業	
	事業所数	対前年同月比	事業所数	対前年同月比
平成31年	4,276	▲43.7%	2,530	9.9%
令和2年	4,406	3.0%	2,868	13.4%
令和3年	4,453	1.1%	3,068	7.0%
令和4年	4,411	▲0.9%	3,176	3.5%
令和5年	4,475	1.5%	3,334	5.0%